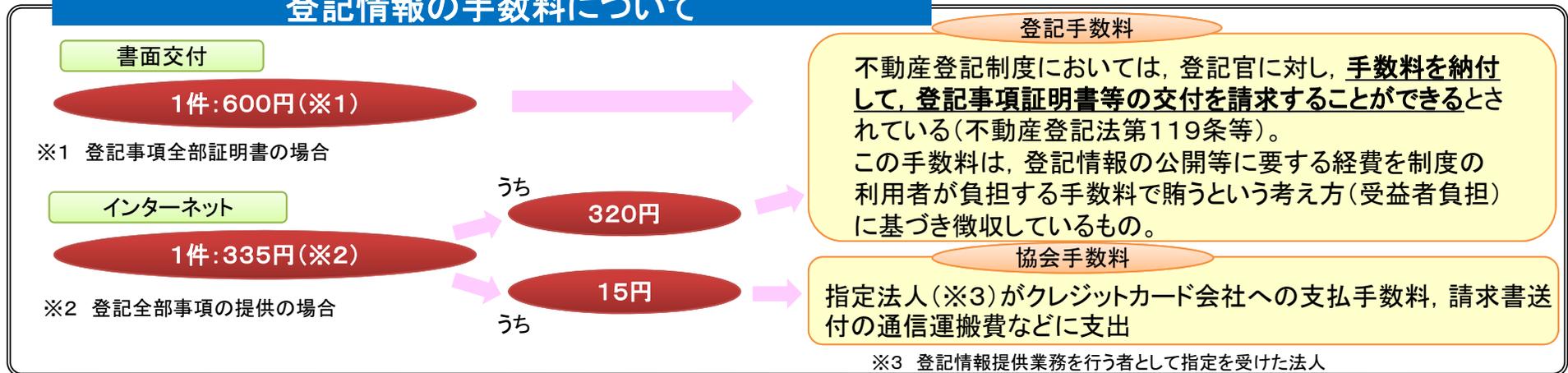


規制改革推進会議 投資等WG 御説明資料

登記情報の公開について

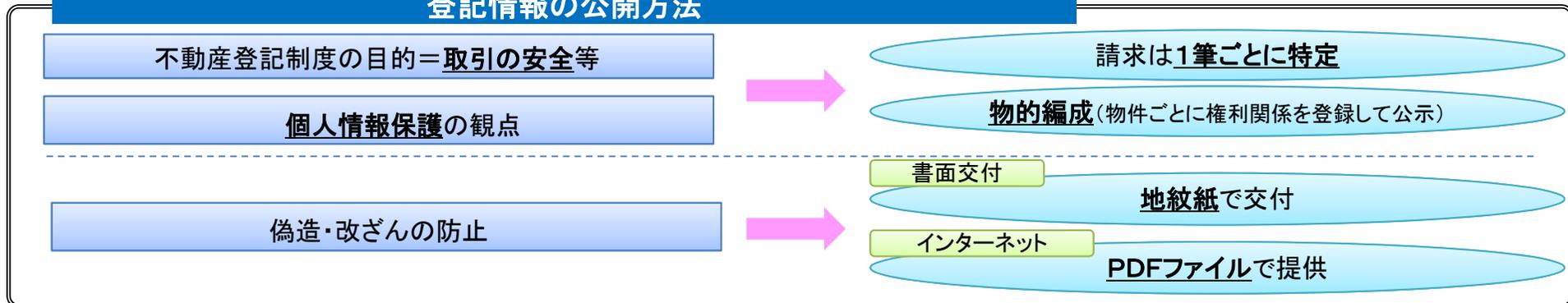
登記情報の手数料について



インターネットを利用した登記情報の提供

登記情報の公開は、書面での交付が基本となるが、登記所が保有する登記情報を、インターネットを利用して、一般利用者が自宅又は事務所のパソコンで確認することができる制度として登記情報提供制度が設けられている。

登記情報の公開方法



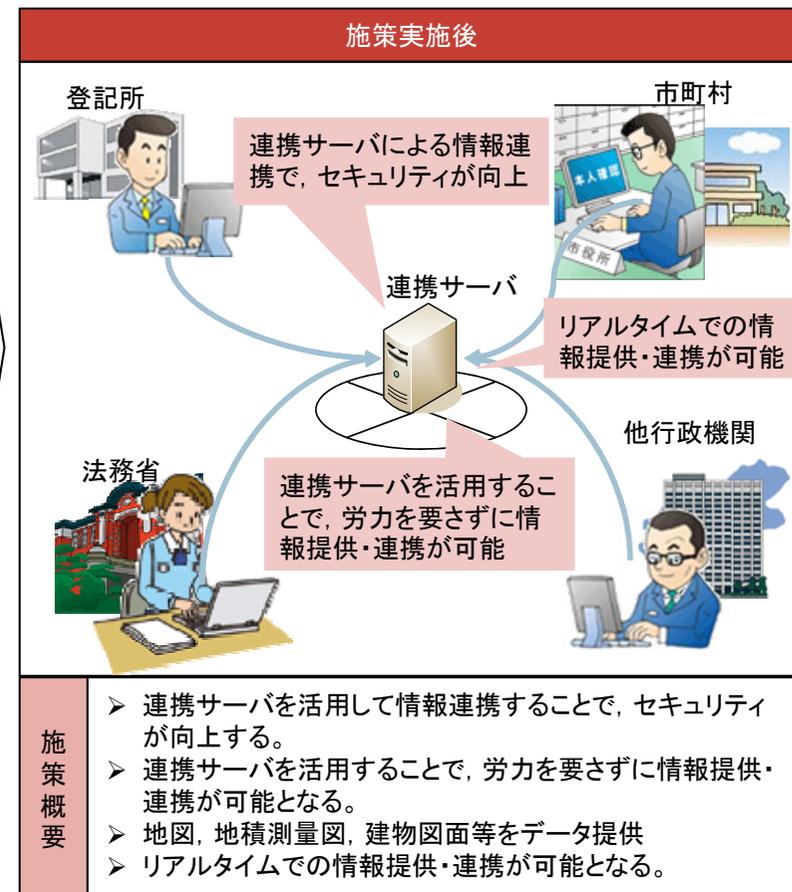
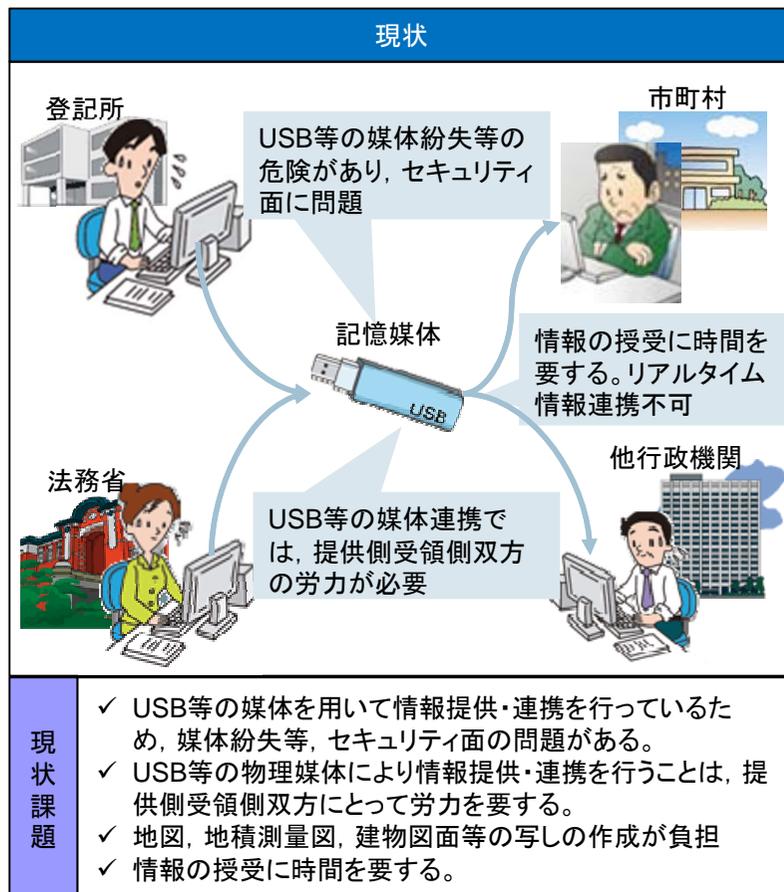
登記情報を無償で公開(オープンデータ化する場合)の課題

- ・登記情報は、不動産の所有権登記名義人の住所・氏名や抵当権等の設定に係る情報等、**個人に関する情報が含まれているため、オープンデータ化に当たっては個人情報保護の観点から慎重な検討が必要**
- ・**名寄せなどが安易に行われる懸念**があり、この点についても、個人情報保護の観点から慎重な検討が必要
- ・登記情報を無償で公開(オープンデータ化)するとした場合には、**無料化のための不動産登記法等の法令改正が必要**
- ・**公開に要する実費相当分の支出(システム改修経費等)をどのように確保するのか**、といった観点から検討が必要

行政機関間での情報連携を図るための仕組みの構築について

【前提】不動産登記情報は、既に固定資産課税台帳や農地台帳、林地台帳等様々な観点から、法令の根拠に基づいて他の機関に情報提供を実施しているところ。

- 登記情報システムの更改において、行政機関に対して、オンラインによりいつでも登記情報を提供可能とする仕組みを構築し、平成32年度からの運用開始を目指す。
- 情報提供に際しては、連携サーバを活用する。



登記情報の公開について（補足説明資料）

1 不動産登記制度の目的

不動産登記制度は、登記記録に不動産の所在、地目、地積等の物理的状況と所有者等の権利関係を記録し、これを一般に公開することによって、不動産取引の安全と円滑に資することを目的とする。

登記記録は、取引の対象となる物件ごとに権利関係を登録している。

【根拠法令】不動産登記法

（目的）

第1条

この法律は、不動産の表示及び不動産に関する権利を公示するための登記に関する制度について定めることにより、国民の権利の保全を図り、もって取引の安全と円滑に資することを目的とする。

第2条

この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（略）

五 登記記録

表示に関する登記又は権利に関する登記について、一筆の土地又は一個の建物ごとに第十二条の規定により作成される電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）をいう。

（以下略）

2 不動産登記制度における登記情報の公開

不動産登記制度では、何人も、登記官に対し、手数料を納付して、登記記録に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面（登記事項証明書）等の交付を請求することができる（不動産登記法第119条第1項）。

この手数料は、登記情報の公開等に要する経費を制度の利用者が負担する手数料で賄うという考え方（受益者負担）に基づき徴収しているものである。

（参考）不動産登記法（増補）（著者：山野目章夫）P17

「不動産登記制度により特別の利益を受ける私人には、そのことについて負担が求められることが当然である。まず、不動産に関する権利関係の当事者となる者は、そこで生ずる権利関係を登記により公示することで利益を受けるのであり、この利益は、すべての国民が享受するものではないから、そのことについて相応の負担が求められてしかるべきである。また、登記されている情報は、不動産登記制度が公示の制度であるからには、すべての国民が提供を求めることができるようになっていくべきであるが、現実には、すべての国民が登記情報の提供を求めるものではないから、情報提供を求める者は、そのことについての特別の利益に係る負担に任じなければならない。前者の契機は、登録免許税法及びその特例を定める租税特別措置法により規律され、後者は、登記手数料令により費用負担の細部が定められる。」

【根拠法令】不動産登記法

(登記事項証明書の交付等)

第119条

何人も、登記官に対し、手数料を納付して、登記記録に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面（以下「登記事項証明書」という。）の交付を請求することができる。

2 何人も、登記官に対し、手数料を納付して、登記記録に記録されている事項の概要を記載した書面の交付を請求することができる。

3 前二項の手数料の額は、物価の状況、登記事項証明書の交付に要する実費その他一切の事情を考慮して政令（登記手数料令）で定める。

4・5（略）

【根拠法令】登記手数料令

第2条

登記事項証明書（第六項及び第九項に掲げる登記事項証明書を除く。）又は登記簿の謄本若しくは抄本の交付についての手数料は、一通につき六百円とする。ただし、一通の枚数が五十枚を超えるものについては、六百円にその超える枚数五十枚までごとに百円を加算した額とする。

2～9（略）

第13条

電気通信回線による登記情報の提供に関する法律 による次の各号に掲げる登記情報の提供についての手数料は、一件につき、当該各号に定める額とする。

- 一 不動産の所有権の登記名義人のみを内容とする登記情報 百三十円
- 二 動産譲渡登記事項概要ファイル又は債権譲渡登記事項概要ファイルに記録されている登記情報 百三十円
- 三 地図等及び土地所在図等が記録されたファイルに記録されている情報 三百五十円
- 四 前三号に掲げる登記情報以外の登記情報 三百二十円

【登記情報提供サービスについて】

(参考1) 登記情報提供サービスの利用件数，登記手数料額

利用件数：約1億2151万件（平成27年度）

登記手数料額：（登記手数料総額約683億円のうち）約352億円（年計）

(参考2) 登記情報提供サービスの年間の利用者数，利用件数，主な利用者の属性

(1) 登録数（平成27年度。一時利用者を除く。）

個人 133,773人

法人 99,249法人

地方公共団体 509団体

(2) 利用件数（平成27年度）

個人 約2,807万件

法人 約9,161万件

地方公共団体 約183万件

(3) 主な利用者の属性

個人 司法書士，土地家屋調査士等

法人 金融機関，不動産業等

(参考3) 登記情報提供サービスに係るシステムの運用経費等

(1) 登記情報提供システム（国が負担）

運用経費 約9億800万円（税込）

整備経費 約5,800万円（税込）

開発費用（平成27年度及び28年度リプレース費用） 7億5,600万円（税込）

(2) 請求事務に係るシステム（請求事務は民事法務協会が実施。協会手数料から負担）

運用経費 約3,600万円（税抜）

整備経費 約1億6,600万円（税抜）（平成27年度及び平成28年度）

(参考4) 登記情報提供サービスの手数料収入（サービス開始から現在まで）

別紙（P6）のとおり

3 不動産登記制度と個人情報

登記簿等に記録されている情報の多くは、所有権の登記名義人の住所・氏名や抵当権等の設定に係る情報等、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」における「保有個人情報」に該当する情報である。

他方、不動産登記制度では、土地の物理的状況や権利関係を公示することによって取引の安全を図るものであり、その制度趣旨から、この保有個人情報について、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」第4章(開示,訂正及び利用停止)の規定の適用が除外されている。

【根拠法令】不動産登記法

(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の適用除外)

第155条

登記簿等に記録されている保有個人情報(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十八号)第二条第五項に規定する保有個人情報をいう。)については、同法第四章の規定は、適用しない。

【別紙】

【単位：円】

	登記手数料	協会手数料	
平成12年度	111,073,830	右図のとおり()	
平成13年度	1,683,987,120		
平成14年度	4,421,571,210		
平成15年度	7,360,065,090		
平成16年度	9,924,043,650		
平成17年度	12,842,406,630		
平成18年度	13,557,410,910		
平成19年度	15,315,189,840		
平成20年度	20,846,194,730		
平成21年度	24,178,610,890		
平成22年度	27,566,401,160		
平成23年度	27,389,694,280		
平成24年度	31,174,857,660		()1,076,631,420
平成25年度	30,566,345,660		1,651,097,638
平成26年度	33,679,926,430		1,778,774,411
平成27年度	36,093,541,940		1,912,672,031

平成24年7月2日付けの一般財団法人への移行に伴い、会計年度にも変更が生じたため、平成24年度は、平成24年7月2日から平成25年3月31日までの9か月間の数値となっている。なお、移行前の数値は右図のとおり。

【単位：円】

	協会手数料
平成12年10月1日～ 平成13年9月30日	75,082,752
平成13年10月1日～ 平成14年9月30日	374,086,848
平成14年10月1日～ 平成15年9月30日	738,508,676
平成15年10月1日～ 平成16年9月30日	902,367,505
平成16年10月1日～ 平成17年9月30日	1,024,816,076
平成17年10月1日～ 平成18年9月30日	1,159,130,476
平成18年10月1日～ 平成19年9月30日	1,253,391,943
平成19年10月1日～ 平成20年9月30日	1,763,250,667
平成20年10月1日～ 平成21年9月30日	2,093,213,600
平成21年10月1日～ 平成22年9月30日	1,539,451,238
平成22年10月1日～ 平成23年9月30日	1,299,610,452
平成23年10月1日～ 平成24年7月1日	989,587,712